



教育目標 ◎心豊かでたくましく生き抜く児童の育成

第70回入学式

10日(水)に入学式が挙行され、23名の新生を迎え入れました。在校生の心のもった校歌斉唱は、新生の緊張や不安を吹き飛ばし、西小に温かく迎え入れてくれる素晴らしいものでした。こんなに身近によいお手本となる上級生がいるなんて恵まれた環境だと実感しました。こうして久しぶりに6学年すべてがそろい、いよいよ新年度も本格的に始まった感があります。学級担任の呼名に対し、立派に返事をして9か年の義務教育のスタートを切った1年生の今後が楽しみでなりません。

これからの学校生活、つまづくことなく前進し続けられればいいのですが、なかなかそう成功ばかりというわけにもいかないものです。そうしたなか、子供たちの力となり、支え導ける教員集団でありたいと思っています。ご理解ご協力よろしくお願いします。



避難訓練

16日(火)に地震を想定した避難訓練を行いました。新年度初めの訓練のねらいは2つあります。一つ目は、「避難経路の確認をする」です。新しい学年となり教室も変わったので、どこを通過して避難するのか確認することは最も大切なことになります。二つ目



は「約束事の確認をする」です。これまではお(か)し(も)でしたが、今年からは新たに一文字加わりお(か)し(も)ち(ち)です。ご家庭でも同じ約束事で行動すると子供たちの「自助」の意識がより高まりますので、ぜひご協力ください。ちなみに「ち」は何を示しているのかお子様に確認いただき、ご家庭で防災の話をするきっかけとしてください。

1年生を迎える会

25日(木)の2、3校時に1年生を迎える会が開かれました。2～6年生たちは西小での生活や行事について1年生に伝えるために、それぞれのやり方で役割を果たしました。ある学年は、招待状を作り、また別の学年はクイズや寸劇で学校生活を紹介し、わかりやすく、これからの学校への期待が高まる内容でした。

茂原市青少年指導センター

青少年センターは全国の市町村で設置されており、当市では「茂原市青少年指導センター」と呼ばれています。「青パト」による登下校の見守りをしていると言えばピンとくるでしょうか。学校のこと以外にも広く相談に乗り、電話だけでなく、メール、訪問などで相談を受け付けています。もしもの時の相談窓口の一つとして、気に留めていただければと思います。詳しくは広報紙「くす」をご覧ください。

5 月の主な予定		6 月の主な予定	
1 (水)	たより発行日 田植え予備日 家庭確認 集団下校 14:45	1 (土)	西小学校区青少年育成茂原市民会議
2 (木)	創立 70 周年記念航空写真撮影 (全) 家庭確認	3 (月)	たより発行日 陸上大会壮行会
3 (金) 憲法記念日		5 (水)	郡市小学校陸上競技大会
4 (土) みどりの日		6 (木)	クラブ活動 (4~6 年)
5 (日) こどもの日		7 (金)	郡市小学校陸上競技大会予備日
6 (月) 振替休日		11 (火)	引落日 地区児童会
9 (木)	知能検査 (2・4・6 年) クラブ活動 (4~6 年)	12 (水)	租税教室 (6 年)
13 (月)	引落日	13 (木)	歯科検診 (全校) 9:00
14 (火)	スコリオ検診 (5 年)	14 (金)	フッ化物洗口開始 プール開き
16 (木)	交通安全教室 (全)	15 (土) 千葉県民の日	
17 (金)	4 年校外学習 (安全マップ)	18 (火)	眼科検診 (全校) 9:00 にこにこ学級開講式 (給食センター見学) 第 2 回 PTA 委員会 13:30
21 (火)	プール清掃 予備日 2 2 日	19 (水)	5 年宿泊学習 (千葉市少年自然の家)
23 (木)	耳鼻科検診 (3 年) 委員会活動	20 (木)	5 年宿泊学習 (千葉市少年自然の家)
24 (金)	計画訪問 集団下校 14:00	21 (金)	側湾症 X 線撮影 (該当者) 13:30
28 (火)	3 年校外学習 (市内巡り)	25 (火)	歯科指導 (1・3・5 年)
29 (水)	2 年校外学習 (町探検) 内科検診 (1~3 年)	27 (木)	委員会活動
30 (木)	学校評議員会	28 (金)	6 年校外学習 (鎌倉)
31 (金)	1 年校外学習 (鷺巣公園等) 内科検診 (4~6 年)		

スクールカウンセラーの先生が、毎月 2 回来校します。お子様だけではなく保護者の方も何かご心配なことがございましたら、西小学校担任または教頭までお問い合わせください。
☆スクールカウンセラー 小栗山 享子先生【相談時間 9:20~15:20】☆来校日 5/7 (火) 5/21 (火)

困った子ではなく、困り感をもっている子という視点

公立学校において障害を理由とする差別が禁止されるとともに合理的配慮の提供が義務づけられています。合理的配慮とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に勉強や学校生活を送ることができるようにするための配慮です。本人や保護者の方からの要望や申出によって学校が検討し、双方で話し合い、合意の上で内容を決定します。

留意点は、①学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。②障害のある子ども一人一人に応じて、個別に必要とされるもの。③学校に体制面・財政面で、均衡を失した、または、過度の負担を課さないもの。具体例は、難聴の方が聞きやすいように教室での席を前方にする、肢体不自由の方が車いすを使用している際、その目線に合わせて掲示物を配置するなど障害に応じた合理的配慮が提供されます。

うまくできないことがあると「困った子」と見られがちですが、自分一人では解決できない様々な課題を抱えて「困っている子」かもしれません。一人一人に応じた適切な支援を行い自己肯定感を高めたり、日々の生活を充実させたりして、将来の自立に向けた力を育てていきます。学校と家庭で子どもの持つ困り感に寄り添い、子どもの成長につなげていけたらと思います。

ゴールデンウィーク中の緊急連絡について

命の危険が予想される事故や緊急事態の場合は市役所へ電話をしてください。

市役所 (代表) 23-2111

管理室の方が出ますので、下の①②③④について伝えてください。

①学校名 ②氏名 ③電話番号 ④緊急の内容